

足立区後援名義使用に係る環境部承認要綱

(目的)

第1条 この要綱は、各種団体等から足立区における温暖化対策並びに循環型社会の構築、環境保全、自然再生施策の推進に寄与する事業の実施に際し、足立区後援の名義使用申請がなされた場合の承認基準を定め、申請手続き事務の統一を図ることを目的とする。

(承認基準)

第2条 後援名義使用は、次に該当するものについて承認する。

- (1) 各種団体等が主催する事業の主旨が、区の方針に反しないものであること。
- (2) 事業目的が区の策定する環境基本計画に寄与するもので公益性が極めて高いものであること。
- (3) 事業目的が、営利、政治的又は宗教的活動でないこと。
- (4) 当該事業が、法令等の規程に反しない又はそのおそれがないものであること。
- (5) 開催、開設の会場等が公衆衛生、災害防止に十分な措置がなされているものであること。
- (6) 各種団体等が自主活動によって、事業計画、運営、指導等を行うものであること。
- (7) 総会又は役員会等、各種団体等の組織運営上の活動でないこと。
- (8) 当該事業の運営に要する経費を超える多額な費用を参加者に求めないものであること。

(各種団体等)

第3条 この要綱に定める「各種団体等」とは、次の全ての要件を満たしているものをいう。

- (1) 代表者が明確で、事業関係者がその責任を果たし得るものであること。
- (2) 会則又はこれに類するものを有すること。
- (3) 自己財源及び経理機構を有すること。
- (4) 政治的若しくは宗教的活動を行う団体又は当該団体と関連する団体でないと認められること。
- (5) 事業の目的及び内容が区の方針に反しないこと。

(申請手続)

第4条 後援名義使用申請をしようとする団体等は、後援申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添付し、区長に申請するものとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) その他、区長が指示するもの

(承認の決定)

第5条 区長は前条の申請を受理したときは、行事内容、効果等を審査し、適切と認めたときは、承認通知書（様式第3号）により、不適切と認めたときは不承認通知書（様式第4号）により、申請者へ通知する。

2 区長は、前項の規定による審査において、必要に応じて、当該申請を行った団体等につ

いて、活動内容のヒアリング、情報収集等を行うことができるものとする。

- 3 区長は、第1項の後援名義使用等の承認にあたっては、必要な条件を附して承認することができる。

(承認の取り消し)

第6条 前条の規定により後援名義使用の承認の決定を受けたものについて、当該決定後に第4条の書類等に記載した事項に変更が生じた場合は、書面をもって届け出なければならない。

- 2 区長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条1項の規定による後援承認を取り消すことができる。

- (1) 第4条に規定する申請に虚偽又は不正があったとき。
- (2) 第2条に規定する承認基準を満たさないことが判明したとき。
- (3) 第5条3項の条件に違反したとき。
- (4) 前項の届出がなされなかったとき。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、区長が公益上の理由により使用を不相当と認めたとき。

- 3 区長は、前項の規定によりその承認を取り消したときは、承認取消書(様式第5号)により申請者に通知する。

(実績報告)

第7条 承認の決定を受けた団体等は、事業終了後、速やかに事業報告・収支決算書(様式第6号)を区長に提出しなければならない。ただし、区長が認めるときはこの限りではない。

付 則 (21足環計発第150号 平成21年4月1日 環境部長決定)

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則 (3足環政発第363号 令和3年5月11日 環境部長決定)

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

付 則 (7足環政発第672号 令和7年5月20日 環境部長決定)

(施行期日)

- 1 この要綱は、決定の日(以下「決定日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の足立区後援名義使用に係る環境部承認要綱の規定は、決定日以後に申請のあった後援名義使用の承認について適用し、決定日前に申請のあった後援名義使用の承認については、なお従前の例による。

様式第 1 号（第 4 条関係）

後 援 申 請 書

（ 昨年度実績 有 ・ 無 ）

事 業 名			
主催団体			
担当者 (送付先)	〒 住 所 氏 名 連絡先電話 ()		
開催日時	年 月 日 ～ 年 月 日 午前・午後 時 分 ～ 時 分		
開催場所			
参加対象		参加人員	
目 的			
備 考			
上記のとおり申請します。 (提出先) 年 月 日 足 立 区 長 代表者 〒 住 所 団 体 名 代表者名 電 話 ()			
		収 受 印	
【区使用欄】 処理経過	本件について内容を審査した結果、 足立区の後援名義使用を承認 する ・ しない		

様式第2号（第4条関係）

事業計画書

事業名			
開催日時	年 月 日 ～ 年 月 日 午前・午後 時 分 ～ 時 分		
開催場所			
事業内容			
収支予算	(収入金額) 合計 円		
	項 目	金 額	内 容
	(支出金額) 合計 円		
	項 目	金 額	内 容

承認通知書

年 月 日付、申請の件について、足立区後援名義の使用を承認する。なお、承認条件は下記のとおりとする。

記

1 事業名

2 開催日時 年 月 日（ ）
時 分

3 開催場所

4 承認条件

- （1）後援申請書及び事業計画書に基づき実施すること。
- （2）申請内容に変更が生じた場合は、書面をもって承認を受けること。
- （3）本件後援承認は、足立区後援名義使用についてのみであり、区は一切の費用を負担しないものとする。
- （4）本件後援事業実施に伴う事故、問題に関しては、区は一切の責任を負わない。
- （5）本承認条件及び「足立区後援名義使用にかかる環境部承認要綱」の各規程に反すると認められた場合又は区の指示に従わないときは、区は本承認を取り消すことができる。また、この取り消しによって発生した損害については、区は一切の責任を負わない。

注 本件後援事業において、来場者に住所や氏名などの個人情報に係わる記帳等の要請をする場合は、主催者として、その使用目的を明らかにし、その目的以外には使用しないことの理解を得てください。

年 月 日

（団体名）

（代表者名）

様

足立区長

○ ○ ○ ○

（発行部署

課

係）

不 承 認 通 知 書

年 月 日付、申請の件について、足立区後援名義の使用を不承認とする。なお、不承認理由は下記のとおりである。

記

1 事 業 名

2 不承認理由 「足立区後援名義使用に係る環境部承認要綱」第2条第○項に該当しないため。

年 月 日

(団体名)

(代表者名)

様

足 立 区 長

○ ○ ○ ○

(発行部署

課

係)

承認取消書

年 月 日付承認を決定した、足立区後援名義の使用について、
申請事項に変更が生じたにもかかわらず、書面をもって届出がなされなかったため、
その決定を取り消す。

年 月 日

(団体名)

(代表者名)

様

足立区長

○ ○ ○ ○

(発行部署 課 係)

様式第6号 (第7条関係)

事業報告・収支決算書

事業名			
主催団体			
担当者 (連絡先)	〒 ー 住所 氏名 連絡先電話 ()		
開催日時	年 月 日 ～ 年 月 日 午前・午後 時 分 ～ 時 分		
開催場所			
参加対象		参加者数	
実施成果			
備考			
上記のとおり終了したことを報告します。 (提出先) 年 月 日 足立区長 代表者 〒 ー 住所 団体名 代表者名 電話 ()			
		収 受 印	

事業内容			
収支決算	(収入金額) 合計 円		
	項目	金額	内容
	(支出金額) 合計 円		
	項目	金額	内容